省令

○国土交通省令第四十七号

港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二十一第一項及び第五十六条の五第三項の規定に基づき、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行規則の一部を改正する省令

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二十一の次に次の一条を加える。

第二十八条の二十二　法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設（特定技術基準対象施設）は、港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内に存する次に掲げるものとする。

一　外郭施設

二　係留施設

三　橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道

四　固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械

五　廃棄物埋立護岸

第三十八条第三項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「法第五十六条の五第二項」を「同条第二項」に、「ものとする」を「ものとし、同条第三項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十二号様式によるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第五十六条の五第三項の規定により港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

第十号様式裏面及び第十一号様式裏面中「3　前二項」を「4　前三項」に、「4　第一項又は第二項」を「5　第一項から第三項まで」に改める。

第十二号様式（第三十八条関係）

（用紙の寸法は、日本工業規格Ｂ８とする。）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

住所

氏名

職名

生年月日

右は、港湾法第五十六条の五第三項の規定により同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設を管理する者の事務所又は事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

発行機関名

発行機関印

（裏）

港湾法抜粋

（報告の徴収等）

第五十六条の五

3　港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附　則

この省令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。